

保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示（案）に対する意見募集の結果について

令和7年8月29日
経 済 産 業 省
産業保安・安全グループ
高 圧 ガ ス 保 安 室

保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示（案）について、令和7年2月3日から同年3月4日まで意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見と御意見を考慮した結果をとりまとめましたので、公表いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

記

1. 意見公募の実施方法

（1）意見公募期間

令和7年2月3日（月）～令和7年3月4日（火）

（2）意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-GOV）

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-GOV）、郵送、電子メールを通じた提出

2. 意見公募の結果

意見提出数2件

3. 寄せられた御意見と御意見を考慮した結果

別紙のとおり

以上

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見を考慮した結果

	御意見	御意見を考慮した結果
1	認定事業者制度の新規申請・更新申請等の手続きにおいて、当該告示にあるKHKS0850—3の引用を行っておりますが、規格が切り替わる前後で旧規格（2017）の引用を新規格名（2024）に引き直すのは事務手続きが煩雑・手戻りになることから、新旧規格の移行期間においてはどちらの規格でも有効となるようにご配慮頂きたい。	ご意見を踏まえ、施行日の令和7年9月1日から一年を経過する日までの間は、旧規格を用いることができる旨の規定を附則に追加しました。
2	民間規格等作成団体が作成した民間規格「WES9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準」において、当該告示にあるKHKS0850—3 2017年版の引用を行っております。規格一般において引用規格とは、同じ文言を重複して別の規格に書かないようにする目的で引用しているものであり、本体規格の次回改定時までは引用規格は引用の範囲で有効と考えることになっています。KHKS0850もJIS規格やJPI規格等を引用しており、これら引用規格の改定が生じた場合は同様の考え方と認識しています。これと同等にWES9801規格におけるKHKS0850-3引用の考え方についても、この引用規格改定発生時に関する一般的なルールを踏襲できるように新旧規格の移行期間等のご配慮をいただきたい。	ご意見を踏まえ、施行日の令和7年9月1日から一年を経過する日までの間は、旧規格を用いることができる旨の規定を附則に追加しました。
3	新旧対照表の製造施設「四 コンビナート等保安規則の適用を受ける施設（次号から第九号までに掲げる製造施設を除く。）」に対応する保安検査の方法に「四 高圧ガス保安協会規格KHKS0850—3（2024）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンドおよびコールド・エバポレーター関係を除く）」（以下、KHKS0850-3(2024)という。）とありますが、KHKS0850-3(2024)の表2—高圧ガス設備の開放検査の周期で、高圧ガス設備の開放周期を規定しています。今回の改訂で、	本記載は、軽微な変更の工事又は完成検査を要しない変更の工事により設備の設置・取替えが行えるものを対象としております。なお、そのことを明確にするべく、下記HPのリンクのとおり、規格策定団体が質疑応答を発行しております。 https://www.khk.or.jp/Portals/0/khk/hpg/HPG_Standard_Committee/Interpretation_2025_1.pdf

	“完成検査を”行った日“にb)の注が加えられていますが、これは2017年版にはなかった記載であり、このb)の内容は、コンビ則第14条及び同17条で規定されている特定認定事業者が行う軽微な変更工事等に関しても次回までの開放周期の起点を定め、その起点からの周期を表2の周期とすることにより、変更許可申請工事同様に、完成検査後2年以内（もしくは3年以内）の開放検査が必要となるように読み取れます。一方、特定認定事業者の高圧ガス設備の開放周期については「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）」において、事業者が適切な時期を設定して行うことが認められていることから、本告示により、特定認定事業者に付与されている裁量が狭められているとも読み取れます。つきましては、当該告示に係る高圧ガス設備の開放周期につきましては、既存の法令等と齟齬がないようにして頂きたい。	
4	KHKS0850-4(2024)では、特定不活性ガスの基準（冷凍則第7条第1項第3号及び第15号）に係る保安検査の方法も示されていると理解しています。 現状、冷凍則第43条第2項第3号及び別表第二の改正の予定はないのでしょうか。改正が予定されていない場合、特定不活性ガスの基準については、冷凍則第43条第2項第3号の規定に従い、KHKS0850-4ではなく別表第二に示される方法で行うという理解でよいのでしょうか。 また、特定不活性ガスの基準に限って保安検査の方法をKHKS0850-4に依らない理由はなんのでしょうか。	冷凍保安規則第43条第2項に基づき保安検査の方法は告示に定める方法とされておりますが、同項ただし書にて「次の各号に掲げる場合はこの限りではない」とされております。そのため、同項第3号にて、「別表第二に定める方法を用いる場合」と規定されていることから、保安検査の方法を定める告示に規定する保安検査の方法、又は別表第二で定める保安検査の方法のどちらの方法で行うことが可能です。 今般、附則にて、施行後1年間は特定不活性ガスの基準が規定されていない旧規定を用いることが出来ることとしたため、施行後1年間は、引き続き、別表第二に定める方法を用いる場合があることから、現時点で別表第二を改正する予定はございません。なお、施行後1年が経過した後、冷凍保安規則だけでなく、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の特定不活性ガスの検査方法を規定する別表の改正を検討してまいります。